

1.計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の基本的な考え方

1.1. 計画策定の趣旨

「狭山市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、狭山市（以下「本市」という。）が定める計画（以下「本計画」という。）です。

本計画は、長期的かつ総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。なお、社会の動向や計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直すことが適切であるとされています。

本市は、平成 28 年度にそれまでの「狭山市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、「狭山市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」を策定しました。計画の見直し後 5 年が経過して計画目標年次を迎えたことから、施策の実施状況や目標値の達成状況等を評価するとともに、国や世界の最新の動向、埼玉県や本市を取り巻く状況を踏まえ、新しい計画の策定を行うこととします。

1.2. 計画の期間・位置付け

1.2.1. 計画の期間

本計画の目標年度は令和 13 年度としており、令和 4 年度から 10 年間の計画とします。

表 1-1 関連計画と本計画の目標年度

計画・基本方針（策定年月）			平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
国の 計画	第4次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月)																
	廃棄物処理施設整備計画 (平成30年6月)																
埼玉県の 計画	埼玉県環境基本計画 (平成29年3月)																
	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (令和3年3月)																
狭山市の 計画	第4次狭山市総合計画（後期基本計画） (令和3年3月)																
	第3次狭山市環境基本計画 (令和4年3月)																
	狭山市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年3月)						策定 年度				中間 目標						目標 年度

1.2.2. 計画の位置付け

本計画は、国や埼玉県の上位計画、第4次狭山市総合計画（後期基本計画）、第3次環境基本計画を踏まえ、本市の循環型社会形成の推進と脱炭素社会の形成に配慮し、中長期的な視点で計画を見直します。

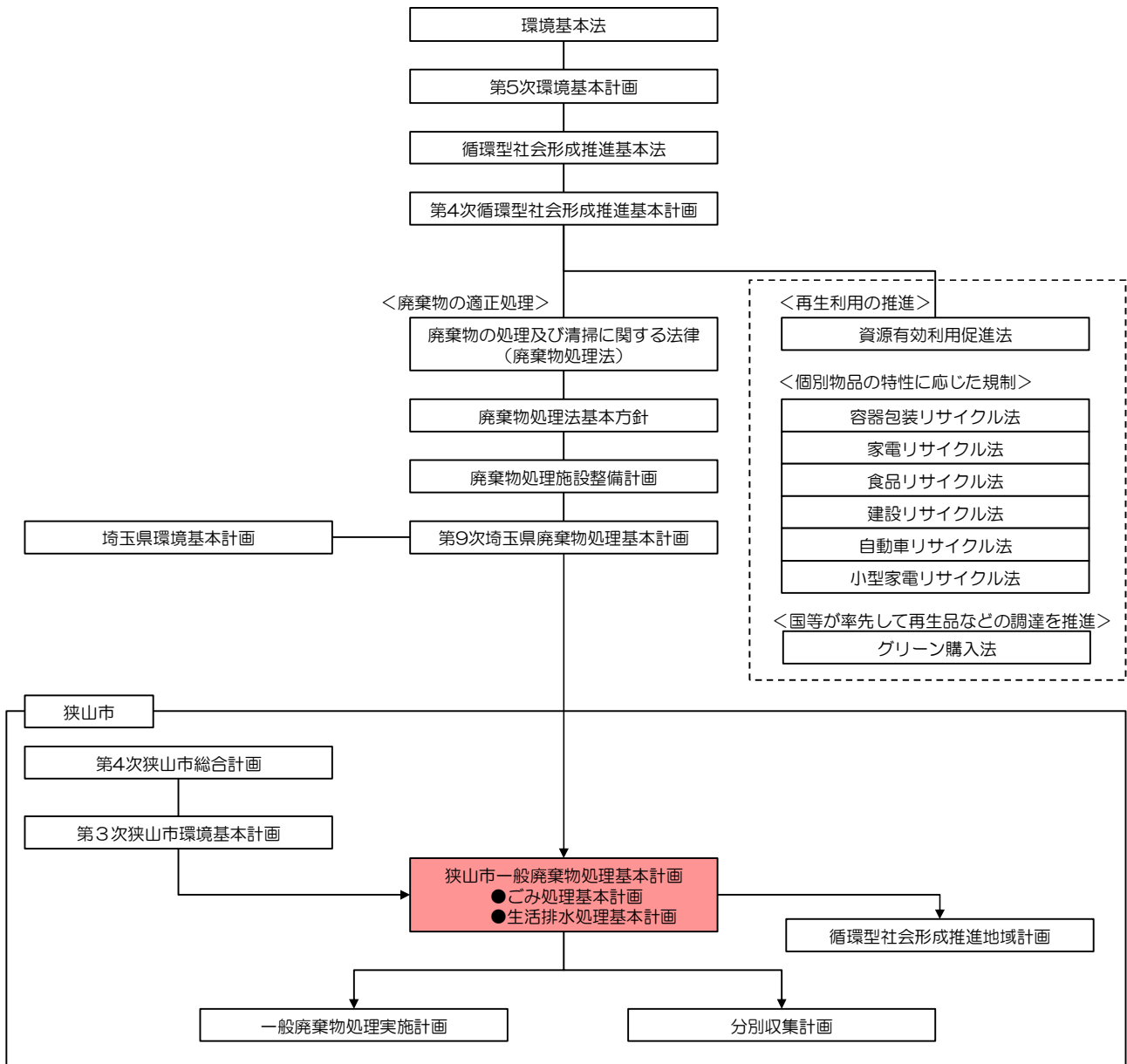


図 1-1 計画の位置付け

1.2.3. 計画の対象

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別され、本計画では一般廃棄物を対象とします。

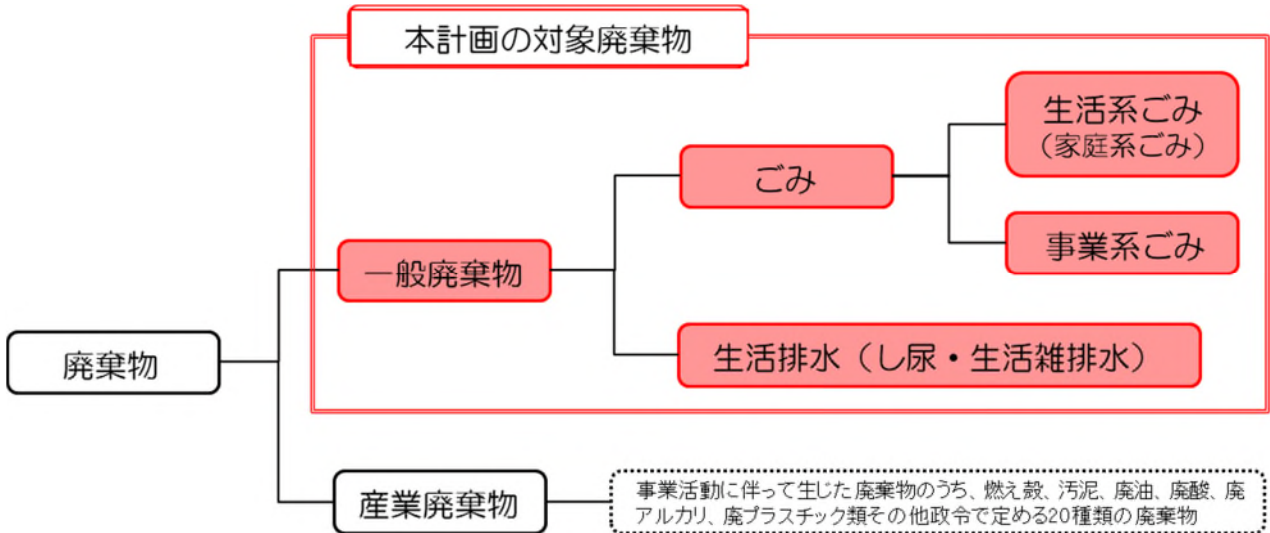


図 1-2 本計画で対象とする廃棄物

一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに、ごみは生活系ごみ（家庭系ごみ）と事業系ごみに分けられます。

本計画は、「ごみ」の処理についての計画である「ごみ処理基本計画」と、「生活排水」の処理についての計画である「生活排水処理基本計画」とで構成します。

2. 狭山市の概要

2. 狭山市の概要

2.1. 自然特性

2.1.1. 地勢

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地、右岸は武蔵野台地とそれぞれ呼ばれています。市域の面積は48.99平方キロメートルで、埼玉県南西部にあって東京都心から35キロメートルから40キロメートルの距離に位置していることから、立地条件に恵まれています。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿って斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓の名残をとどめる畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。



図 2-1 狭山市の位置図

2.1.2. 気象

近年の最高気温は 40.0 度、最低気温はマイナス 5.7 度で、年間平均気温は約 15 度です。また、年間平均降雨量は約 1,250 ミリメートルです。

表 2-1 降水量、気温の経年変化

和暦 (年)	西暦 (年)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均気温 (°C)	総雨量 (mm)
平成17	2005	37.1	-4.0	14.7	1,299.0
平成18	2006	37.4	-5.6	15.1	1,367.5
平成19	2007	40.0	-2.1	16.0	1,074.0
平成20	2008	37.0	-4.0	15.3	1,484.0
平成21	2009	36.2	-4.6	15.4	1,166.5
平成22	2010	38.8	-4.6	15.8	1,304.0
平成23	2011	39.0	-5.3	15.6	1,304.5
平成24	2012	37.7	-5.2	15.3	1,264.5
平成25	2013	39.3	-4.7	15.6	1,113.0
平成26	2014	39.1	-3.8	15.3	1,171.0
平成27	2015	38.6	-3.6	16.0	1,243.5
平成28	2016	36.8	-4.7	15.9	1,103.0
平成29	2017	37.6	-4.3	15.3	1,114.0
平成30	2018	40.0	-5.7	16.4	1,034.5
令和元	2019	38.1	-3.2	16.0	1,709.5
平均		38.2	-4.4	15.6	1,250.2

出典：統計さやま（資料：埼玉西部消防組合）

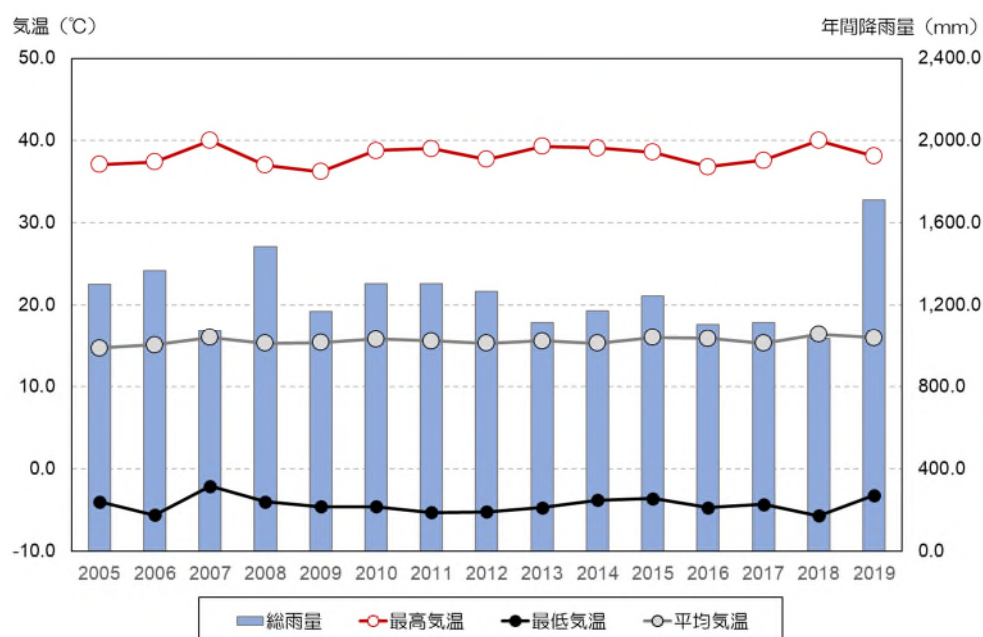


図 2-2 降水量、気温の経年変化

2.2. 社会特性

2.2.1. 人口及び世帯数

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあり、令和 2 年度の人口は 149,826 人となっています。

世帯数は微増傾向を示しており、1 世帯あたりの人員は減少傾向を示している状況です。令和 2 年度の世帯数は 69,859 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.14 人/世帯となっています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	153,738	153,054	152,487	151,661	150,719	149,826
世帯数	世帯	66,803	67,396	68,057	68,798	69,319	69,859
1世帯あたり人員	人/世帯	2.30	2.27	2.24	2.20	2.17	2.14

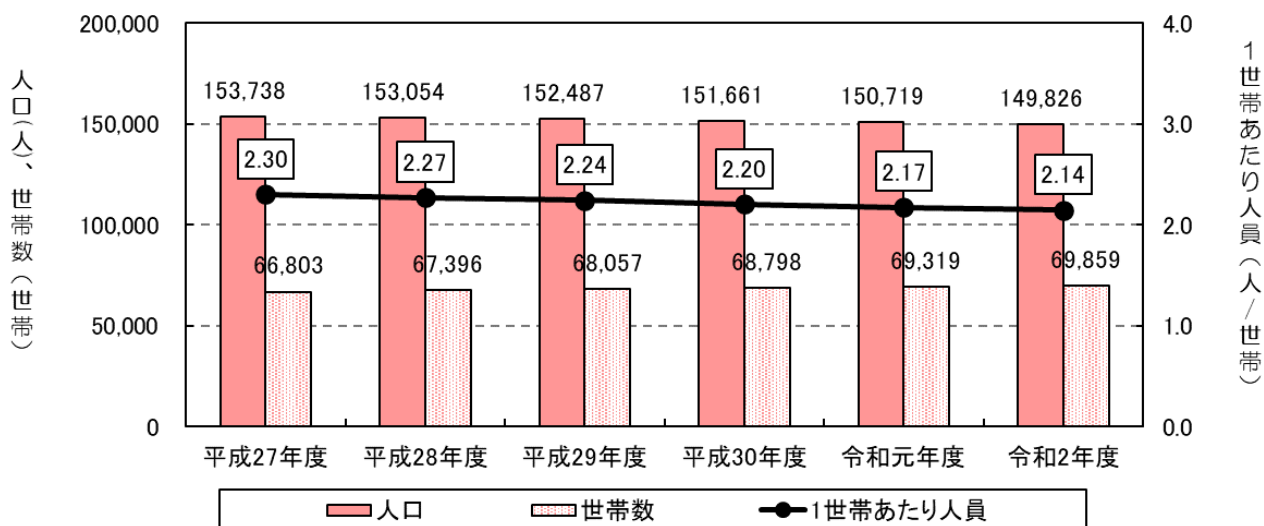


図 2-3 人口及び世帯数の推移

※人口及び世帯数の実績は各年度1月1日現在の数値です。

(2) 年齢階層別人口

本市の令和3年1月1日現在の年齢構成別人口ピラミッドは、図2-4に示すとおりです。

人口が多い年代は、女性では70～74歳が最も多く、次いで45歳～49歳となっており、男性では、45歳～49歳が最も多く、次いで70～74歳となっています。年齢3区分別人口を見ると、65歳以上では、女性が男性よりも多くなっていますが、64歳より若い世代では男性のほうが女性よりも多くなっています。

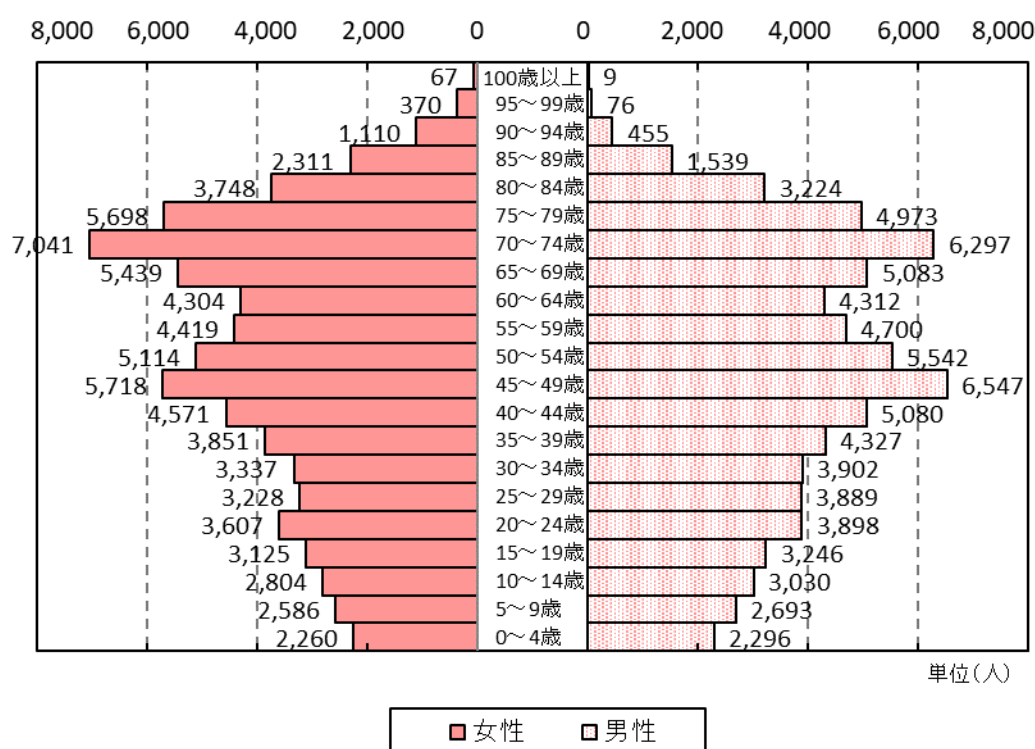


図2-4 年齢階層別人口（令和3年1月1日現在）
※狭山市HP 狭山市の年齢別人口（町丁字別の人口）

表2-3 年齢3区分別人口

年齢区分		女性	男性
老年人口	65歳以上	25,784	21,656
生産年齢人口	15歳～64歳	41,274	45,443
年少人口	14歳以下	7,650	8,019
合計		74,708	75,118

2. 狭山市の概要

2.2.2. 産業

本市の産業大分類別就業者数構成比を表 2-4 に示しています。本市の産業大分類別の就業者構成比は、埼玉県、全国と比較してもそれほど大きな違いはありません。

表 2-5 には本市の産業大分類別の市内総生産額を埼玉県の合計と比較して示しています。第 1 次産業の生産額は 0.4%と少なく、第 2 次産業が 45.1%、第 3 次産業が 54.5%となっており、埼玉県合計と比較すると第 2 次産業の比率が高くなっています。これは、交通利便性の高さを活かして昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて工業団地（川越狭山工業団地や狭山工業団地）を整備し、積極的に企業を誘致してきた結果です。

表 2-4 産業大分類別就業者数構成比

単位：%

	狭山市	埼玉県	全国
第1次産業	1.7	1.6	3.8
第2次産業	22.0	23.1	23.6
第3次産業	69.4	67.9	67.2
分類不能	6.9	7.4	5.4
合計	100	100	100

資料 平成 27 年国勢調査

表 2-5 産業大分類別市内総生産額

区分	狭山市		埼玉県合計	
	生産額 (百万円)	構成比率	生産額 (百万円)	構成比率
第1次産業	2,529	0.4%	100,022	0.4%
第2次産業	288,743	45.1%	6,602,294	28.6%
第3次産業	348,349	54.5%	16,364,917	70.9%
合計	639,621	100.0%	23,067,233	100.0%

資料 県統計課「平成30年度市町村民経済計算」

2.2.3. 土地利用

本市の土地利用状況は、表 2-6 及び図 2-5 に示すとおりです。

地目別面積は、過去6年間の推移で大きな変化はありませんが、田、畑、山林が若干減少し、宅地、雑種地、その他の面積が増加しています。地目別面積の大きな割合を占めている畑では、狭山茶と生鮮野菜を中心とした都市型農業が展開されています。

表 2-6 地目別面積の推移

単位：ha

年度	地目別面積						
	総数	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成27年度	4,899.0	120.8	1,149.2	1,377.4	325.3	468.2	1,458.1
平成28年度	4,899.0	120.3	1,143.0	1,384.4	322.0	470.1	1,459.2
平成29年度	4,899.0	119.2	1,140.5	1,391.8	314.8	471.9	1,460.8
平成30年度	4,899.0	118.3	1,137.1	1,397.3	310.3	474.3	1,461.7
令和元年度	4,899.0	117.7	1,133.5	1,402.8	305.8	474.2	1,465.0
令和2年度	4,899.0	115.9	1,115.6	1,409.9	300.6	490.0	1,467.0

注記：「その他」は道路、公園用地等。

各年1月1日現在

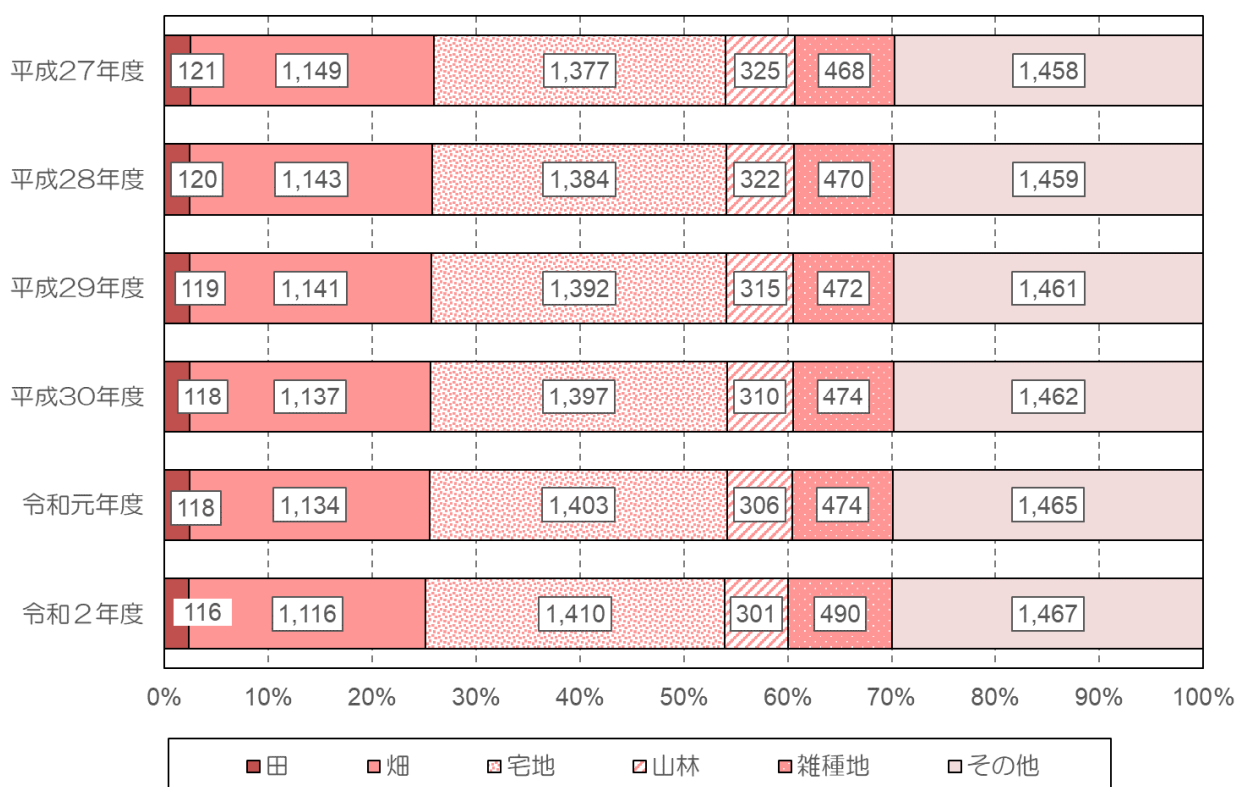


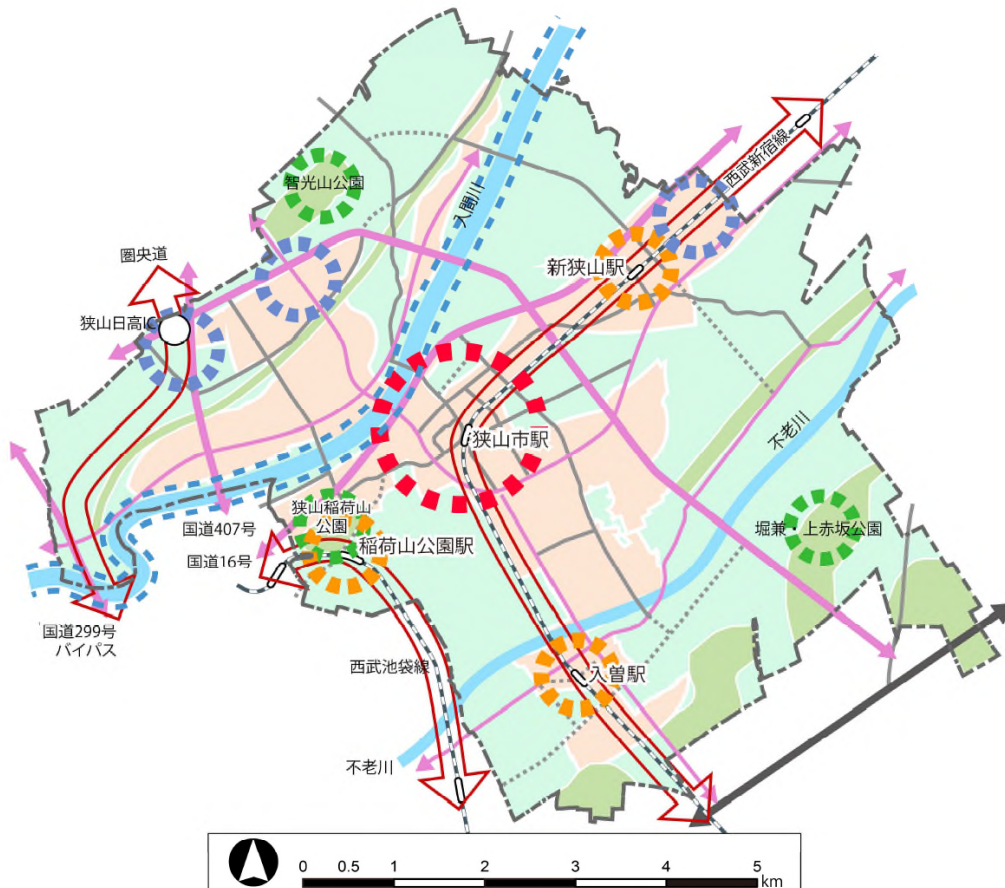
図 2-5 地目別面積の推移

2. 狭山市の概要

2.2.4. 交通網

本市には鉄道として、西武新宿線及び西武池袋線が通り、新宿や池袋などの東京都心部から約40分圏内に位置しています。

道路網としては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジがあり、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路、国道16号などの広域的な道路ネットワークに恵まれ、将来に向かってさらなる発展が期待されています。



凡例






	中枢拠点		広域連携軸		核都市広域幹線道路
	地域拠点		主要幹線道路ネットワーク		構想道路
	工業・流通拠点		幹線道路ネットワーク		市街化区域(現行)
	緑の拠点		地域内幹線道路ネットワーク		
	水の拠点				

図 2-6 狭山市内の交通網

※第2次狭山市都市計画マスタープランより転載

2.3. 環境特性

本市では、市内の生活環境状況を把握するために、大気汚染や水質汚濁、騒音などの環境調査を実施して、毎年「環境レポート」として公表しています。

2.3.1. 大気環境

大気環境については、車両や工場に由来する排気ガスの影響が無いかなど、大気環境の状況を把握するため、環境基準が定められている物質を対象に調査を実施しています。測定場所は堀兼公民館で、測定は埼玉県が行っています。

大気環境の測定結果は、表 2-7 に示すとおりです。二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を達成しています。光化学オキシダントは環境基準を超過していますが、埼玉県内のすべての測定局で環境基準を達成できておらず、埼玉県では工場・事業場の規制や自動車対策を行っています。

表 2-7 大気環境の環境基準適合状況

項目 年度	二酸化窒素 (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学オキシダント (Ox)	
	日平均値の 年間98%値 (ppm)	適 否 (○・×)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	基準超過が2 日以上連続し たことの有無	適 否 (○・×)	昼間の1時間値 の最高値 (ppm)	適 否 (○・×)
平成27年度	0.026	○	0.048	無	○	0.148	×
平成28年度	0.028	○	0.041	無	○	0.126	×
平成29年度	0.026	○	0.036	無	○	0.152	×
平成30年度	0.027	○	0.038	無	○	0.136	×
令和元年度	0.023	○	0.033	無	○	0.120	×
令和2年度	0.025	○	0.038	無	○	0.106	×

※環境基準は下記のとおり

二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の年間98%値が0.04ppm から0.06ppm のゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、日平均値が2日以上連続して環境基準を超過しないこと
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm 以下であること

資料 狭山市環境レポート (2021 年版)

2. 狭山市の概要

2.3.2. 水環境

水環境は、水質汚濁の状況を把握するために、環境基準が定められている物質などを対象に調査を実施しています。

本市では、入間川が水質環境基準のA類型、不老川がC類型に指定されており、令和2年度の水質測定結果は、表2-8に示すとおりです。入間川については、大腸菌群数以外の項目について環境基準を達成しました。また、図2-8、図2-9には入間川と不老川のBODの経年変化を示しています。いずれの地点とも環境基準を超過している年度はありません。

入間川、不老川の水質は、BODに関しては環境基準を満足しており十分きれいな状態となっておりますが、上流の関係市町と協力して、より一層水質向上のために生活排水対策を進めていく必要があります。

表 2-8 水環境の状況(令和2年度)

項目	河川名	入間川			不老川	
	測定地点	豊水橋	新富士見橋	(環境基準)	入曽橋	(環境基準)
	類型	A類型	A類型	A類型	C類型	C類型
pH	—	7.9	8.0	6.5~8.5	7.8	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	1.4	1.4	2以下	1.6	5以下
SS	mg/ℓ	2	4	25以下	5	50以下
DO	mg/ℓ	10	11	7.5以上	11	5以上
大腸菌群数	MPN/100mℓ	4.4×10 ⁴	4.3×10 ⁴	1,000以下	—	—

資料 狭山市環境レポート（2021年度版）

水質環境基準

公共用水域での生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として設定されたもので、河川では利用状況に応じて6類型（AA～E類型）に分類されている。A類型は、沈殿ろ過等の通常の浄水処理で水道用水として利用できる、ヤマメやイワナなどが生息できる、または、水浴できる水質レベルとしてBOD2mg/ℓが設定されている。C類型は、コイやフナ等が生息できるレベルの水質としてBOD5mg/ℓが設定されている。

個別の指標については下記を参照

pH（水素イオン濃度）	水素イオンの濃度を表す物理量として、水質の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数をpH単位として表す。
BOD（生物化学的酸素要求量）	生物化学的酸素要求量といい、水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量を表す。河川などの汚濁状態を表す指標として用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを意味している。
SS（浮遊物質）	浮遊物質質量といい、水中に浮遊する粒子径2mm以下の不溶性物質の総称。SSを多く含む水は、透視度が下がり、太陽光が遮られることによって藻類の光合成が阻害され、これらの分解に水中の溶存酸素が消費されるため、生態系に大きな影響を与えることになる。
DO（溶存酸素量）	水中に溶存する酸素の量を表す。野外の水域の溶存酸素量は、酸素の溶け込み量と消費量とによって決まる。数値が低いほど水質が悪いことを意味する。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことを表す。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われているが、自然由来のものも含まれており、環境基準を達成できていない河川は、全国的にも非常に多い状況にある。



図 2-7 水質調査地点位置図

2. 狭山市の概要

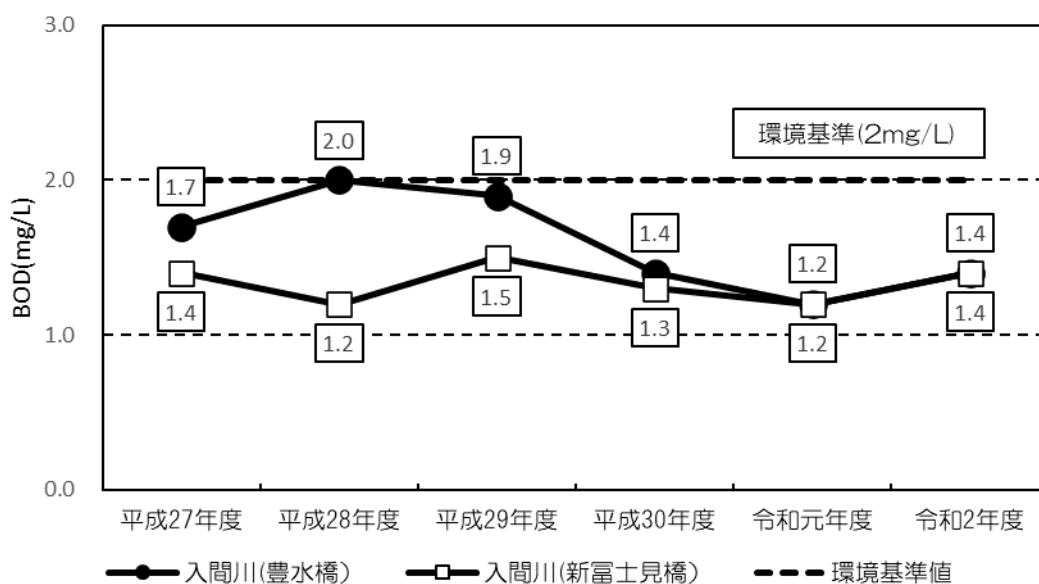


図 2-8 入間川における BOD 経年変化

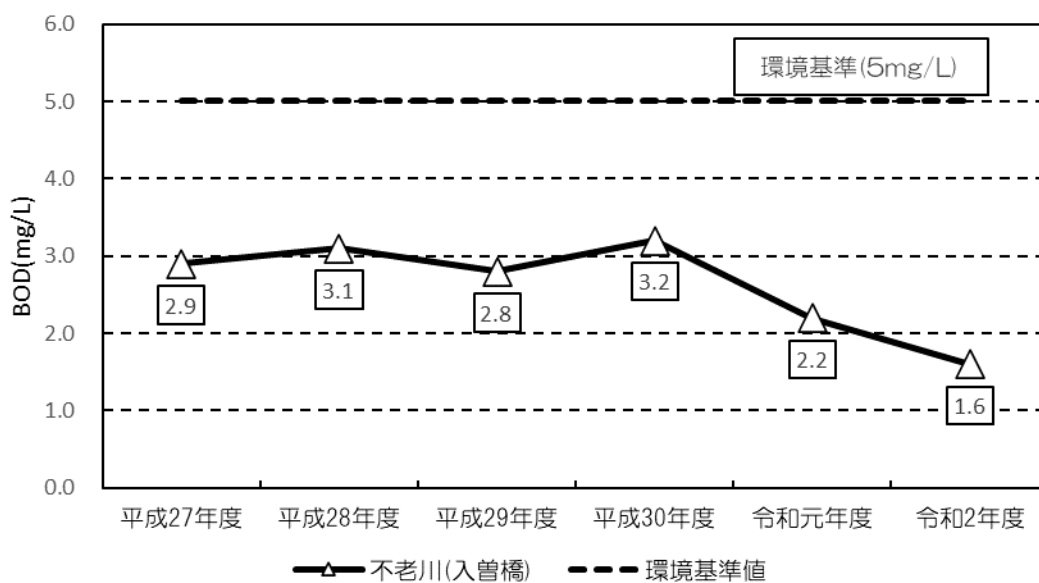


図 2-9 不老川における BOD 経年変化

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3.1. 廃棄物・リサイクルの法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

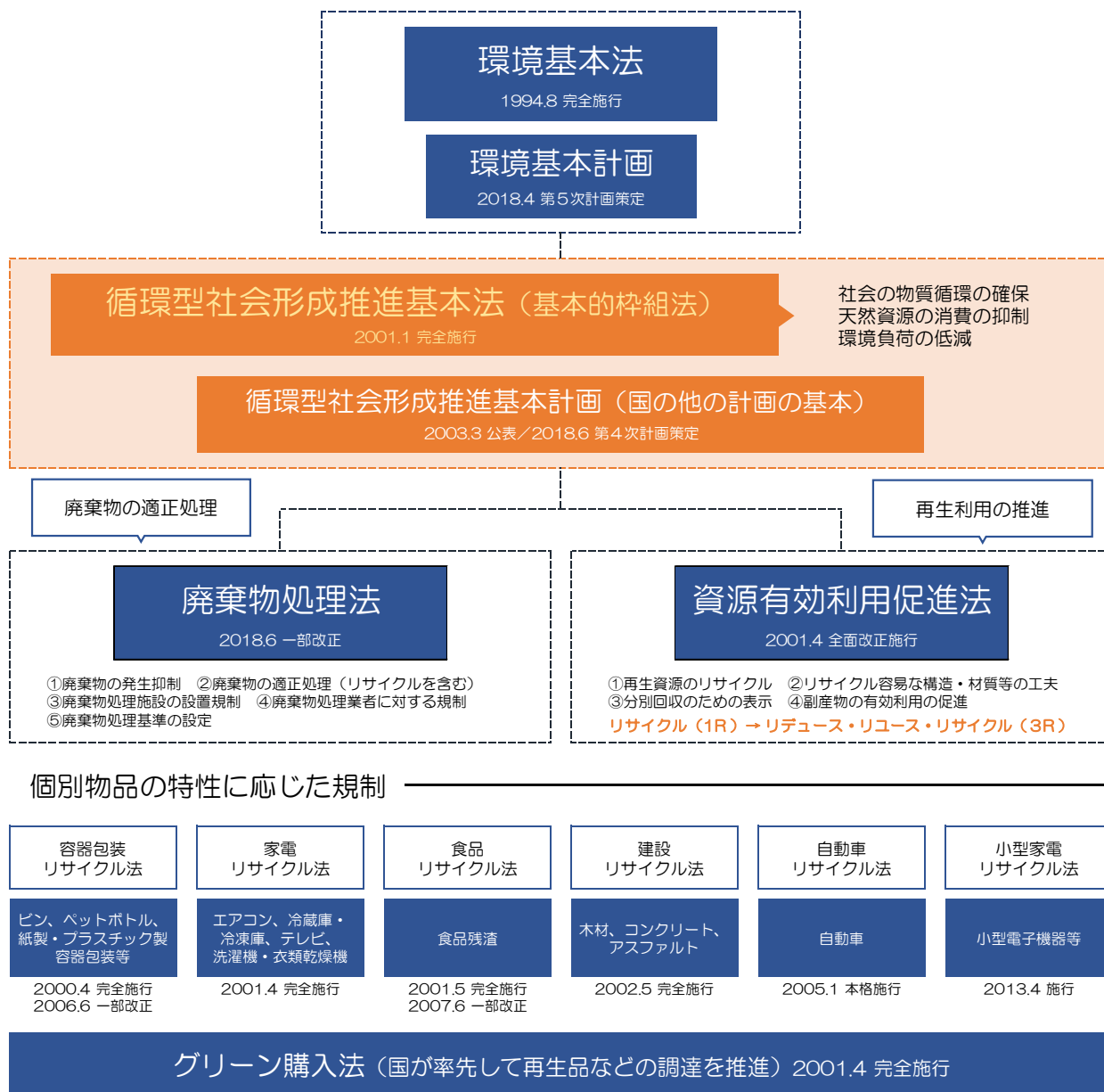


図 3-1 循環型社会の形成と推進のための法体系

※環境省：第4次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（2018.10）を編集

3.2. 国、県における廃棄物行政の動向

平成27年度以降の国、県、市の廃棄物行政の主なトピックを表3-1にまとめています。

表3-1 平成27年度以降の国、県、市の廃棄物行政の動向

年度	国	県	市
平成27年度	廃棄物処理法の基本方針 (平成28年1月)	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)	第4次狭山市総合計画・前期基本計画 (平成28年3月)
平成28年度			第2次狭山市環境基本計画改定版 (平成29年3月) 狭山市一般廃棄物処理基本計画 (改定版) (平成29年3月)
平成29年度			
平成30年度	第4次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月) 廃棄物処理施設整備計画 (平成30年6月)		
令和元年度	プラスチック資源循環戦略 (令和元年5月) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (令和2年3月)		
令和2年度	レジ袋有料化義務化 (令和2年7月)	第9次埼玉県廃棄物処理基本計画 (埼玉県食品ロス削減推進計画) (令和3年3月)	ゼロカーボンシティ宣言 (令和3年2月) 第4次狭山市総合計画後期基本計画 (令和3年3月)
令和4年度	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行 (令和4年4月)		第3次狭山市環境基本計画 (令和4年3月)

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

3.2.1. 国の計画、方針

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画（第4次循環基本計画）

平成 15 年 3 月に公表された循環型社会形成推進基本計画は、平成 30 年 6 月に第 4 次計画が閣議決定されました。第4次循環基本計画では、まず、循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、下記の7つの将来像を掲げています。

- ① 「持続可能な社会づくりとの統合的取組」
- ② 「地域循環共生圏による地域の活性化」
- ③ 「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」
- ④ 「適正処理の推進と環境再生」
- ⑤ 「万全な災害廃棄物処理体制の構築」
- ⑥ 「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」
- ⑦ 「循環分野における基盤整備」

第4次循環基本計画では、この7つの方向性ごとに、将来像からバックカスティング的に、可能な限り具体的な数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割を記載し、国が実施すべき取組を具体的に記載しています。排出量に係る目標値は、下記のように設定しています。

排出量に係る目標値	令和 7 年度（2025 年度）
1 人 1 日あたりごみ排出量	850g/人・日
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量 （資源回収、資源ごみ等を除く）	440g/人・日

※1人1日あたりのごみ排出量＝ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）/人口/365日

※1人1日あたりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）/人口/365日

2015 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この中では 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられていますが、廃棄物に直接関係する目標として

「12 つくる責任、つかう責任」があり、この中には「123 捨てられる食料（一人当たりの量）を半分に減らす。」や「125 ごみの発生・排出抑制やリサイクル・リユースにより、ごみの発生する量を大きく減らす。」といったターゲットがあります。

更に、廃棄物についても焼却等があるため、2050年までにカーボンニュートラルを実現するというパリ協定(COP21、2015年)や令和3年2月の狭山市を含む「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」の5市による「ゼロカーボンシティ共同宣言」を踏まえ、長期的には「13 気候変動に具体的な対策を」という目標も考慮に入れる必要が出てきました。

これを受けて、第4次循環基本計画では、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、SDGsの考え方を踏まえた、以下の持続可能な社会づくりとの統合的取組が示されています。

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進

市町村の一般廃棄物処理計画は、第4次循環基本計画を含む法体系の中に位置付けられることから、本市の計画も持続可能な社会づくりとの統合的取組を推進していくことが要請されます。

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものです。2018年度～2022年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

この計画の基本的理念としては下記の3つを掲げています。

- ① 基本原則に基づいた3Rの推進
- ② 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- ③ 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物に係る再生利用、中間処理、最終処分目標値は、下記のように設定されています。

一般廃棄物に係る目標値	令和4年度（2022年度）
再生利用に係る目標値 ・リサイクル率	27%
中間処理に係る目標値 ・発電効率	21% ※計画期間中に整備された焼却施設の平均値
最終処分に係る目標値 ・最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持する

(3) プラスチック資源循環戦略

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）

アジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略においては、基本的な対応の方向性を「3R+Renewable」¹としています。すなわち、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位等）を踏まえた上で、下記のような対応を図っていくことを提言しています。

- ① ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす
- ② より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える
- ③ できる限り長期間、プラスチック製品を使用する
- ④ 使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む。）を図る

プラスチック資源のリデュースの具体的な施策の一つとして令和2年7月1日から「レジ袋の有料化義務化」がスタートしています。この有料化を契機として、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック資源全般に関して、全国民の関心が高まっていくことが期待されています。

令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、プラスチック廃棄物の3R推進、海洋ごみ問題への取組、廃プラスチックの一括回収等、循環利用を図っていくことを基本原則として、これらへの徹底した対応が求められます。具体的には、事業者には分別排出、排出抑制、再資源化など、消費者には分別排出、排出抑制など、市町村には分別収集、再商品化事業者と連携した再商品化計画など、製造・販売業者等には製品等の自主回収・再資源化などです。

¹ 3R+Renewable：プラスチック資源の使用を極力減らし、再生可能な資源を使用し、使用後は持続可能な形で徹底的に分別再使用していくこと表しています。

（4）食品ロス削減の推進に関する基本的な方針

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。また、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定されました。

基本的な方針では、下記を示しています。

■基本的な方向（※基本的な方針から引用）

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
 - ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
 - ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
 - ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、
 - ・可能なものから具体的な行動に移す、
- ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのために誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

さらに、基本的な方針では、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であるとして、都道府県及び市町村が、積極的に「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとしています。埼玉県では、令和3年3月に第9次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定し、「埼玉県食品ロス削減推進計画」として位置付けています。

3.2.2. 埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県では、令和3年3月に第9次廃棄物処理基本計画を策定しました。廃棄物をめぐる様々な課題がある中で、「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギー有効活用」の3つを重要課題として位置付け、積極的に取り組むことにしています。

埼玉県廃棄物処理基本計画では、廃棄物に関して様々な課題がある中で社会的にも影響が大きく、新たに生じた次の3点について、重要課題として位置付けています。

① 食品ロスの削減

本県は、人口が多く都市化が進んでいるため、家庭系、事業系ともに食品ロスの発生量が多くなっていますが、その中には廃棄する前に有効活用できる食品も含まれています。フードバンクやフードパントリー、子ども食堂などでの活用を進めることで廃棄される食品を減らす取組が今後さらに求められています。

② プラスチック資源の循環的利用の推進

中国等の諸外国によるプラスチックごみの輸入制限やバーゼル条約附属書改正による廃棄物の輸出入の規制強化の影響により、国内でのプラスチックごみの処理が滞らないように円滑な処理が求められます。そのためには、プラスチックごみの発生抑制や焼却等の適正処理はもちろんのこと、プラスチックを循環資源として持続的な循環利用を促進するための取組が必要です。

また、プラスチックごみは、ポイ捨てや雨などにより海へ流出し、海洋生物に影響を及ぼすおそれがあることから、ポイ捨て・不法投棄対策や河川等への流出防止対策を含め、総合的な取組が求められます。

③ 廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

廃棄物処理の過程で発生するエネルギーは、一部の施設では周辺施設への熱供給や発電などに利用されていますが、未だ十分に活用されてはいません。

本県では、下水道の普及にともなって下水処理施設での汚泥の発生量が多く、産業廃棄物全体の4割を占めており、そのほとんどは焼却処理されています。

廃棄物処理過程で生じるエネルギーは災害時などでの活用も期待されていることから、未利用のエネルギーを地域で有効利用する取組が求められます。

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画での数値目標は以下のとおりです。

表 3-2 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画での数値目標

項目	実績値	目標値
	平成30年度	令和7年度
家庭系ごみ排出量 (g/人・日) (資源ごみを含まない)	524	440 (▲16%)
事業系ごみの排出量 (千t)	535	451 (▲16%)
一般廃棄物最終処分量 (g/人・日)	34	28 (▲18%)
一般廃棄物再生利用率 (%)	23.9	33.6 (9.7%)
食品ロス量 (千t)	266	240 (▲9.8%)

※産業廃棄物の数値目標は省略しています。

3.2.3. 国、県計画と市の計画

国の定める法律と埼玉県廃棄物処理基本計画と市の計画の位置付けを図3-2に示します。この第9次埼玉県廃棄物処理基本計画は、食品ロス削減のための国の基本方針を踏まえて県が定める「食品ロス削減推進計画」として位置付けられています。市町村では、県の廃棄物処理基本計画を踏まえて、一般廃棄物処理計画、分別収集計画、災害廃棄物処理基本計画等を策定していくことになります。

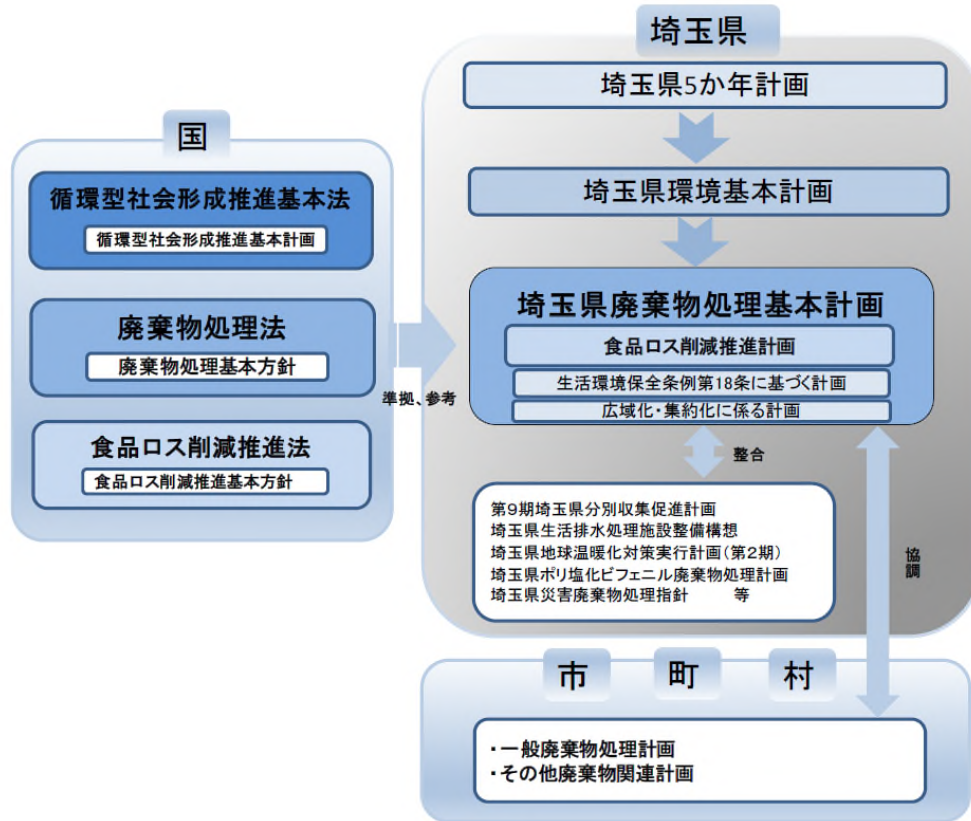


図3-2 埼玉県廃棄物処理基本計画の位置付け

3.3. 本市の総合計画等

一般廃棄物処理基本計画の上位計画である第4次狭山市総合計画および第3次狭山市環境基本計画では、本計画で対象とする一般廃棄物に関する内容は表3-3、表3-4のように位置付けられています。

表3-3 第4次狭山市総合計画（基本構想・後期基本計画）での一般廃棄物関係の位置付け

区 分	概 要															
計画期間	基本構想：平成28年度～令和7年度 前期基本計画：平成28年度～令和2年度 後期基本計画：令和3年度～令和7年度															
基本理念	基本理念1 環境と共生するまちづくり 基本理念2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり 基本理念3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり 基本理念4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり 基本理念5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり															
将来像	緑と健康で豊かな文化都市 まちづくりの柱1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～ まちづくりの柱2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～ まちづくりの柱3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～ まちづくりの柱4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～ まちづくりの柱5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～ まちづくりの柱6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～															
ごみ減量・資源化に関する取組	<p>第1章 環境共生 第4節 循環型社会の形成 【施策7】 ごみの減量化とリサイクルの推進</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民1人1日あたりのもやすごみの量</td> <td style="text-align: center;">406 g/人・日</td> <td style="text-align: center;">380 g/人・日</td> </tr> <tr> <td>再生利用率<small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small></td> <td style="text-align: center;">32.2 %</td> <td style="text-align: center;">33.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施策8】 廃棄物の適正な処理 稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量</td> <td style="text-align: center;">1,693 t/年</td> <td style="text-align: center;">1,676 t/年</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	市民1人1日あたりのもやすごみの量	406 g/人・日	380 g/人・日	再生利用率 <small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small>	32.2 %	33.0 %	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693 t/年	1,676 t/年
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
市民1人1日あたりのもやすごみの量	406 g/人・日	380 g/人・日														
再生利用率 <small>(廃棄物の資源化量÷廃棄物の総排出量)</small>	32.2 %	33.0 %														
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
稲荷山環境センターの二酸化炭素排出量	1,693 t/年	1,676 t/年														
水環境の保全に関する取組	<p>第3章 都市基盤 第3節 水道・下水道の整備 【施策32】 公共下水道の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d4edda;"> <th>指標</th> <th>現状値 (令和元年度)</th> <th>目標値 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域第4期整備事業の普及率*</td> <td style="text-align: center;">59.3 %</td> <td style="text-align: center;">100.0 %</td> </tr> <tr> <td>有収率</td> <td style="text-align: center;">77.5 %</td> <td style="text-align: center;">85.0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>*第4期整備事業の供用開始区域内人口/計画区域内人口、累計</p>	指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	市街化調整区域第4期整備事業の普及率*	59.3 %	100.0 %	有収率	77.5 %	85.0 %						
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)														
市街化調整区域第4期整備事業の普及率*	59.3 %	100.0 %														
有収率	77.5 %	85.0 %														

表 3-4 第3次狭山市環境基本計画での一般廃棄物関係の位置付け

区分	概要		
計画期間	令和4年度～令和13年度		
環境イメージと基本目標	「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」 基本目標1 ゼロカーボンシティの実現 基本目標2 人と自然との共生 基本目標3 循環型社会の形成 基本目標4 住みよいまちづくり 基本目標5 環境保全への主体的参加		
基本目標	基本方針および施策		
基本目標3 循環型社会の形成	基本方針（5） 資源の循環・有効利用		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	市民1人1日あたりのもやすごみの量	413.3 g/人・日	361.2 g/人・日
	再生利用率	33.0 %	36.8 %
	施策（5）-1 ごみの減量とリサイクルの推進 ■ごみの発生抑制 ■リサイクルの推進 ■4Rの普及啓発の充実 ■ごみの安全な処理		
	個別指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	家庭系ごみ排出量	34,471 t/年	29,964 t/年
	事業系ごみ排出量	8,162 t/年	7,397 t/年
	集団回収量	2,034 t/年	2,468 t/年
	施策（5）-2 食品ロスの削減 ■食品ロス削減の推進		
基本目標4 住みよいまちづくり	基本方針（6） ごみの適正処理		
	施策（6）-1 適正処理の推進 ■不法投棄対策 ■適正処理の監視・指導		
	施策（6）-2 災害廃棄物の処理体制の充実 ■処理体制の充実		
	基本方針（7） 安全・快適な生活環境の形成		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	川のきれいさ満足度	34.2 %	50 %
	施策（7）-1 公害防止対策の推進 ■必要な規制・指導の強化（生活排水による河川、水路への汚濁負荷の軽減）		
	総合指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和13年度)
	水洗化率	98.8 %	100 %
	生活排水処理率	97.1 %	98.1 %

3. 国、県計画（廃棄物・リサイクル関連の動向等）
